

館林市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準をここに告示する。

令和7年8月7日

館林市長 多 田 善 宏

館林市告示第 1 1 8 号

館林市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

(趣旨)

第 1 条 この審査基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定について、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第 2 条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の指定を行わないこととする。

附 則

この審査基準は、告示の日から施行する。